

犯罪被害者補償制度案要綱(生活保障型)第二版に係る過去の意見

(特に記載がない限り、「**経済的支援に関する検討会**」における意見)

○ 国が責務として補償を行うという考え方について(第1項)

・補償となると、被害者とそれを補償する国を両方対立させて、片方に権利があり、片方に義務があるとなる。補償すべき被害者にだけ補償するとなって、むしろ被害者が限定されるようになってしまうのでは。被害者の権利を狭く解釈してしまうというようなこともあるのでは。

・国と被害者の方々と二項的に考えて、その間の権利義務というふうを考えることについては、余り賛成ではない。社会全体で被害者の方を支えるという話であろう。

・被害者は何も国から守られていない。それが一生続く。国の補償ということも、それも一つの被害者として願うこと。

・犯罪にいろいろな種類があり、確かに国が補償しなければいけない類型もあれば、本当に個人ベースの事件であれば、本来加害者が賠償すべきというのが当然である。社会もそのように受けとめやすいものを国がなぜ補償するという形になるのかという理論的な構成が、しっくりこない。

・一つ一つの言葉によって国から守られている、権利としてある、補償してもらえる、そのように国から守られているということを実感できるということが被害から回復をして自立をしていくというときにはとても大事なこと。

・犯罪が起こったことそのものに対しても国家責任説であるという考え方だと、それについては疑問を感じる意見も多いのでは。

・仮に補償という言葉の中に国の責任を認めるとか、損害を填補するとかという考えを込めているとすれば、そういう考え方は今は少なくともとっていないし、これからもとめることは難しいのではないかと。犯罪被害者も千差万別であり、一律にこういった考え方をとることは、できないのではないのか。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 1 (1)理念・目的

犯罪被害者等基本法第3条の基本理念を踏まえ、新たな経済的支援制度の理念は、「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援すること」とし、その目的は、「犯罪被害者等が、その置かれている状況等に応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けられるようにするための施策の一環として、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための必要な支援を行うこと」とするのが、最も相応しいのではないかと考えられる。

「基本計画策定・推進専門委員等会議」

・現在の犯罪被害者等基本法では、第一義的な補償義務というのは加害者が負っているが、現実にはそれがほとんど実行されていないことを踏まえて国等が必要な支援を途切れなく行うというようなことではないかと理解している。国の補償義務と(基本法の)途切れのない支援というものの間には大分、考え方に開きがあると思う。

○ 年金の支給(第5項、第9項)

・生活の安定という点からすると、労災等歴史的には一時金から年金に進んできたということは確か。しかし、年金形式で払っていても、結局のところはトータルで幾ら払うのかという話なので、そこを抜きにしては、議論ができない。財政運営が非常に難しく、特に終身にすると、将来の財政運営の見通しが難しくなるだろうということは、確実に言えるだろう。それから、将来の支給分は調整の対象にしないという最高裁判例があるので、年金なり年払いにすると損害賠償等の併給調整が難しくなり、そもそも併給調整をしないという前提に立てば話は別だが、併給調整をするという前提に立つと、年払いの場合どうするかという問題が出てくる。

・関連諸制度との均衡、財源ということを考えると、生計能力を喪失されているケースについては継続的に給付されていくという道もつくるべきではないか。一時金を強く希望されるケースもあるので、そういう道も選択できる新しい仕組みを付加するという点について検討を進めていただきたい。

・現実に犯罪の被害で生活能力を喪失したケースについては年金型を導入してもいいと考えているが、財源への影響や範囲についてきめ細かく議論をする必要があるし、その上で判断する必要があるのでは。

・今の制度は、立ち直り支援という考え方でおり、この考え方を変えることについて、果たして国民の理解が十分得られるかどうか。また、給付水準について、どれほどの国民的理解が得られるか。さらに、所得保障的な観点に立って年金を出すことになる、他の収入との調整が当然図られなければならないのでは。一般的には一時金という形が諸外国の立法例であり、年金化しているところは少ない。日本では自賠責も一時金である。加えて、年金化すると相当な事務量が出てくるため、数十名程度の増員をしなければ、処理ができないところ、今の公務員削減の中で、十分な理解が得られるかどうかという問題も、あわせて考えていただきたい。

・年金制度となると、安定的な財源の確保が本当に大事だと思っている。

・被害者の方にできるだけ、立ち直って社会の構成員として活動していただくという方向で考えたときに、年金という形態が適切なかどうかというのは、検討の余地はあるだろう。所得保障の問題と、どうやって生活を建て直していくかというサポートの問題とが少し混合されているのでは。サポートとしてどこまでできるかということと、年金の必要性がどこまであるのかということとの関係を整理する必要があるのでは。公的年金が出ないケースというのは確かにあるので、その部分をどうするかという問題はあと思うが、いずれにしても最終的には年金にするか一時金にするかというのは、要は保障水準の問題、給付水準の問題で、とどのつまりはそこをどうするかという話ではないか。

・一時金が多額な場合に、また年金ということがあり得るのかという問題もあり、それから財源という問題もある。もっと大事なことは、それを合理化するだけの根拠があるかどうかということ、もう少し検証する必要があるのでは。

・一時金を若年層も含めて上げるということであれば、年金はその一時金の中で考えられると思うが、継続的に介護等の出費がずっとかかってしまうようなケースの場合、果たして一時金だけで本当にいいのかという問題がある。そこはぜひとも工夫していただきたい。労災のように介護手当というものを別に考えて、一定の期間支給するような方策、あるいは別途厚生労働省で何らかのお金のかからない介護の方法を考えていただきたい。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 3(2)① 給付の方式

給付は、一時金とする。ただし、一時金の支給を受けた犯罪被害者等が分割的支払を希望する場合には、それが可能となるよう、金融機関における必要な手続等について教示すべきである。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 2(1) 医療費(1年を超える医療費の自己負担分)

また、長期療養を必要とする犯罪被害者に対しては、厚生労働省において、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられるようにするための施策が実施されているところであり、保健医療サービス全体の中で適切なサービスが提供されるように努めるべきである。

「基本計画策定・推進専門委員等会議」

・理論づけという点で「途切れない支援」も大事だが、国民の理解も必要なので、「生活保障型」とか「年金」という言葉が果たして国民の理解を得られるのか、もう少し考えてみる必要があるのでは。ただ、検討会をやったらいいいということだけではないので、こんなものだったのかということにならないように、財源の問題を慎重に、しかも大胆に可能性を探っていただきたい。その上でないと検討会をやっても意味がないと考えている。

「基本計画策定・推進専門委員等会議」

・年金制度をやるに当たって、国民の理解を得るというのは絶対に必要。そのために国民にどうやって理解していただくか、それを最優先に考えた上で施行しなければ意味がないのだろうと考えている。

○ 介護費等の現物支給・休業補償(第12項)

・介護費用等については、障害者自立支援法、介護保険法という枠組み・法律があり、公的な給付がなされている。また、休業補償については、健康保険法で、標準報酬日額の60%を給付するという制度ができています。被害者への支援を考えると、犯罪被害者等基本計画においても、「社会保障、社会福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討する」とされており、全体の社会保障、社会福祉の枠の中で、足りないところがあれば、指摘する、そして改善するという形で、幅広く全体的に大きな枠の中で考えていくのが一つの方法ではないか。

・個々の事情に応じて適切に行われるようにということ、一時金の水準については働く能力の減退の程度に応じてということ、福祉の関連諸制度の中で検討するという、これらの視点で、この項目を見ていくべきではないか。

・これまでの犯給法の流れからいくとという限定つきだが、一時金としてきちっと出した方がシンプルでよいのではないか。制度をつくり上げるときは、できるだけ簡潔に、国民の理解を得やすいようにつくっておかないと、かえって制度自体が危ういことになりかねない。そういう意味で、犯給法の精神を生かしながら、一時金を引き上げ、そこで抜け落ちる部分については何らかの救済策を考える。つまり、制度設計するときにはシンプルにつくって、しかも、そこから抜け落ちる部分については、個々の本当にお気の毒な被害者にしかるべく実質的なサポートをする、そういう制度設計をつくるということが望ましいのではないか。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 1(2)①遺族給付金、障害給付金

なお、給付水準は、犯罪被害者等の経済的打撃の程度、負担の程度を考慮に入れて定められるものであるから、犯罪被害者等が被る医療関連費(介護費・リハビリ費・通院付き添い費など)、葬祭費、逸失利益等、医療費を除く損害・負担については、これらの引き上げの中に実質的に含まれていると考えるべきである。

第2 1(2)②休業給付

重傷病給付金対象者のうち、傷病のため休業を余儀なくされたものに対しては、自動車損害賠償保障法の傷害事故に係る支払額の上限を参考として、医療費と併せて、新たに休業損害を考慮した一定の支給を行うことを検討すべきである。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 1(4) 基金

犯罪被害者等に対する新たな経済的支援制度は、予め想定できる標準的な被害者のニーズを前提にして構築せざるを得ないが、犯罪被害者等の意見・要望を見ると、様々な個別の事情により被害者の自立・回復が非常に長引き、窮状に陥っていると思われるケースも見られる。このような場合、新たな経済的支援制度による対応には限界があるが、何らの支援もせず放置すれば、基本法の趣旨を全うすることはできない。

そこで、これら新たな経済的支援制度による公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある者に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、民間の浄財による基金において、一定の指針の元に、給付を行うような仕組みを構築すべきである。

この場合、国においては、民間浄財を国民に広く募る観点から、民間による被害者支援の重要性と必要性に関する広報啓発等に積極的に取り組むべきである。また、基金への民間寄附に係る税制上の優遇措置を検討すべきである。

○ 時効(第13項)

・事務的にも一定の期間で解決できるという意味合いにおいては、何らかの期間が設定されるということとは望ましい必要なことだと思う。ただ、レアケースかもしれないが、児童虐待等、期間内の申請が不可能だということがあると思うので、一定の期間を設けた上で正当な理由のあるときは、この期間を超えていても特例的に救済されるという形が現実的であり、また世界から見ても妥当な考え方ではないか。2年間で妥当なのかということについては、今回のアメリカあるいはヨーロッパの調査でも、ドイツを除いて各国で、一定の期間が設けられているところ、他国と比較して日本だけが特段短いとかということも言えないのではないか。

・除斥期間を定めて、一般的にはこの間だけというのがないと、システムとして立ち行かない面があるというのは、理解できる。ただ、特別な事情のある場合に、例外適用しなければならないような場合があるのかどうか。原則だけで、それを外れたら全部だめという言い方は、ちょっと不都合な場合もある可能性があるのだから、その点については、この検討会としても考えていきたい。

○ 遡及効(第14項)

・財源の問題があり、どこまで膨らむかの見通しが見えない。どこかで線引きをすれば、それは線引きされた前と後で、やはり不公平の問題が生じることとなり、結局遡及させる、させないと全く同じ話になってしまうということになって、時間で線引きをすること自体が、非常に難しいだろう。また、だれを対象にするか、定義をどうするかということも非常に難問だと思う。

・例外として、こういう場合だけは特例を認めるべきだ、合理的だというものをお示しいただけるとありがたい。

・犯給法ができるときも、この議論があったようで、多くの方々の御努力があったので、何か報いたいという気持ちも立法者の間でもあったようだが、そうならなかったという事情がある。法的に遡及適用を認めるというのは、かなり無理がある、混乱を招くのではと危惧する。真正面から制度設計として遡及適用を認めるという方向性は、困難を伴うと思う。特に被害の認定や証拠の散逸等難しい問題がある。そういう意味で、救済すべき、社会正義に反するような、補償すべきだという事例があれば、それに対して何らかの手だてを特別な形で考えるという方策でいいのではないか。

・その前に起こった事件でも現在までずっと被害が続いている場合に、現在も被害が続いているという事実に着目をして、まさに例外的に手当ができる、相当重篤で本当にお困りであるというケースがあれば、それは何らかの形で救済できる制度設計をすべきではないか。それはやはり公的資金でというのは難しいところがあるので、犯罪被害救援基金というような仕組みがあれば、そこで手当をしていく。それは社会連帯、みんなの浄財でそれをやっていくという仕組みがあつていいのでは。遡及して前の事件を全部拾うという制度設計はできにくい。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 3(1)③ 遡及適用

過去の犯罪被害による後遺障害により現在も窮状にあるような特別の事情がある犯罪被害者等に対しては、前記基金において対応する方途を検討すべきであるが、新たな法制度を遡及適用することはしないものとする。

○ 併給調整(第15項)

・犯給制度は、ほかに何らの救済も受けられずに放置されている犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神から、国が一定の支援を行おうというものであり、言ってみれば補充的な制度。したがって、同じ原因に基づいて他の制度で救済が図られるような場合には、そちらを優先していただき、それでも救済されない分を、犯罪被害者等給付金という形で支援するというのが制度の趣旨。犯罪の場合には、基本的に責任を負うべきなのは加害者であり、まず加害者が責任をもって損害を補てんするのが原則であるので、加害者が損害を補てんしたという場合については、国が加えて犯罪被害者等給付金という形で支援するという点については、なかなか理屈が立たないのではないかと。諸外国の立法例を見た場合、我が国の併給調整は比較的緩い方に属しており、決して他の国に比べて厳しい併給調整をしているというわけではない。

・従来判例を前提にすれば、労災等の給付の場合についても、逸失利益の補償は調整の対象にするが、慰謝料は調整の対象にしないということが確立しているため、損害賠償との調整というのが問題になるとしても、それは逸失利益の損害賠償の部分だけが調整の対象になるのであって、慰謝料については調整の対象にはならないという整理になるのだろう。ただ、そうはいても、財源が仮に税であるとすると、慰謝料という名目であれば何でもよいのかという話、調整の対象から全部外れるのかというの、議論の余地は大いにあるだろう。また、求償をどう考えるかということも関係するだろう。社会保険の場合も、最終的には加害者が責任を負うという立場をとっているため、給付をすれば、求償権を保険者が取得するという構成をとるので、建前としては、加害者に全部責任を負わせるという理屈にはなっている。そこをどう考えるのか。それから、生活保護の場合、基本的には第三者からお金をもらっても、全部所得に入れてしまうという考え方だが、入らないものもあるというので、参考になるものもあるかもしれない。

・この問題は、結局、給付金の性格の問題も同時に、財源の問題が絡んでいるのではないかと。この方向で進めば、改善される部分も確かにあると思うが、財源の問題も、密接に理論的な問題と同時に絡んでいるのではないかと。そういう点では、もう少し財源の問題も含めて考えた上でこの問題をあらためて考えるのも、一つの方法ではないかと。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 3(1)② 併給調整

現行の犯罪被害給付制度と同様に他の公的給付と調整することとし、損害賠償を受けたときは、その額の限度において給付金は支給しないこととする。

○ 支給制限(第16項)

・不支給事由・減額事由については、犯罪被害給付制度での親族間の犯罪における給付制限というのがこのたび緩和されたばかりでもあるので、さらなる緩和が必要かどうかはその運用を待つべきである。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

言及なし

○ 適用範囲(海外での被害(第17項2.))

・現行は、犯罪被害事実、帰責性等の調査認定が難しい、あるいは危険地域へ自ら渡航されたといった場合をどう扱うのか等運用上の難しい点がいろいろとある。基本的には海外に出た方についてはその危険負担はご自分で担っていただきたいという考え方、整理できている。

・海外で被害を受けたということですべてがそういう困難さがゆえに対象外になぜなるのかということについて理解できない。つまり、基本法で被害を回復、自立をするという権利と、そして国の責務が定められ、この検討会でも連帯共助の精神で自立支援するんだという基本的な考え方からしても、理解できない。そういう困難さはあるが、どういう条件を付したら可能なかということが全く考えられないのかどうか。そういう観点からこういうようなことであれば可能だということをして是非検討いただきたい。

・同じ税金を払っている日本人なので、外国で被害に遭った場合も何らかの救済措置ができないのかということは検討していただきたい。

・国が犯罪被害に対して補償しなければならない理由は、国家が犯罪を起こることを防げなかったことに対する責任というのがあるのではと思う。そうすると、国家の外の管轄外となるとそれに対する責務を負うのか、負えないではないかというそもそも論があり、ほかの国も犯罪被害給付、外国で起きたものについてはしないとなっているのではないか。

・仕事の都合上海外で働かなければならない方が増えているという今の日本社会の実情からすれば、日本に税金を払っている人がたまたま外国で被害に遭ったから日本政府の補償を受けられないというのも何かおかしいような気がする。

・現在たくさんの日本人が出ているが、企業の方などは大体会社ベースで補償されている。また、民間の保険が大分充実しており、海外に行かれる方のほとんどが保険に加入されていると思う。自助努力でかなりカバーされる面はある。広く海外の邦人を認めるとなるとそういう点自助努力を払っている人とたまたま払っていないために何の補償も受けられないという方との不公平といったような問題も出てくる。しかし、実際に救済が得られず、しかも本人自身の努力が足りないということでない気の毒なケースがあるのであれば、これは救済されていいと思う。そういったようなかなり限定的な事例があるという場合については対象にしてもいいと思うが、一般的に広げて対象とするということについては消極的な考え。

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】

第2 4 経済的支援の対象について

基本的には現行の犯罪被害給付制度の対象を維持すべきであり、過失犯ないし財産犯の被害者等や日本に住所を有する外国人以外の外国人をその対象とすることは困難である。ただし、過失犯ないし海外で身体犯被害を受けた日本国籍を有する被害者等に関しては、個別の事情に照らし、何らかの救済を行わないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある場合、前記基金による対応を考慮すべきである。